

大阪狭山市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成25年(2013年)3月1日

大阪狭山市監査委員

平 田 國 夫
田 中 昭 善

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

株式会社図書館流通センター

(管理する施設：大阪狭山市立図書館)

2 監査の範囲

平成24年4月1日から平成24年12月31日までの施設の管理に係る出納その他の事務

3 監査の実施期間

平成25年2月8日から平成25年2月26日まで

4 実施した監査手続

大阪狭山市立図書館の管理に係る出納・その他の事務が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、指定管理者から提出された出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合等を行うとともに、担当者からの聞き取り、質疑を加える等の方法で監査を実施した。

また、所管部局である教育部社会教育・スポーツ振興グループの指定管理者制度に係る事務の執行について、同グループから提出された関係書類に基づいて監査を実施した。

第2 監査の結果等

1 指定管理の概要

- (1) 指定管理者 株式会社図書館流通センター
- (2) 指定期間 平成22年4月1日～平成27年3月31日
- (3) 所管部局 教育部社会教育・スポーツ振興グループ
- (4) 指定管理料 71,402,000円(平成24年度)
- (5) 利用料金制の採用 なし

2 施設等の概要

- (1) 名称 大阪狭山市立図書館
- (2) 所在地 大阪狭山市今熊一丁目106番地
- (3) 設置年月日 昭和52年5月10日
- (4) 設置目的 図書、その他必要な書類を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること(図書館法第2条)を目的として設置する。
- (5) 業務内容
 - 運営に関する業務
 - 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - 図書館事業に関する業務
- (6) 施設の利用者数 80,471人(平成24年4月から平成25年1月末まで)

3 指定管理者の概要

- (1) 所在地 東京都文京区大塚3丁目4番7号
- (2) 設立年月日 昭和55年12月20日
- (3) 職員数 職員16名(パート等含む。)

4 監査の結果と意見

株式会社図書館流通センターが行う大阪狭山市立図書館の管理に係る出納・その他の事務については、関係法令等に従い概ね適正に執行されているものと認められた。

今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。